

令和4年2月10日

**【議案第3号】**

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて（環境局に関する部分）

資料 1 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について  
（案）

資料 2 新旧対照表

環 境 局

## 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

## 1 改正理由

民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2年3月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

なお、指定管理者選定評価委員会については、民間活用事業者選定評価委員会の設置に伴い整理統合することとし、廃止する。

## 2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会
- (2) 所 掌 事 務 環境局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者10人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2年

## 3 廃止する附属機関

川崎市環境局指定管理者選定評価委員会

## 4 施行期日

令和4年4月1日から

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号				
別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係)					別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係)				
市長の附属機関					市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)					(略)				
かわさきマ イスター選 考委員会	市内に居住し、又は在勤し、及び長年にわたり同一の職種に従事する者であって、卓越した技術又は技能を有するものの選考に関して調査審議すること。	10人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員	3年	かわさきマ イスター選 考委員会	市内に居住し、又は在勤し、及び長年にわたり同一の職種に従事する者であって、卓越した技術又は技能を有するものの選考に関して調査審議すること。	10人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 関係団体 の役職員	3年
川崎市環境 局民間活用 事業者選定 評価委員会	環境局が所管する <u>事務における民間事業者の活力を活用した手法</u> の導入の適否並びに <u>民間活用に係る民間事業者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市環境 局指定管理 者選定評価 委員会	環境局が所管する <u>公の施設における指定管理者制度</u> の導入の適否並びに <u>指定管理者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市地球 温暖化防止 活動推進セ ンター選定 委員会	地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定する法人の選定に関して調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員 (3) 関係行政機 関の職員	委嘱 され た日 から 当該 日の	川崎市地球 温暖化防止 活動推進セ ンター選定 委員会	地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定する法人の選定に関して調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 関係団体 の役職員 (3) 関係行政 機関の職員	委嘱 され た日 から 当該 日の

改正後					改正前				
				属する年度の末日まで					属する年度の末日まで
(略)					(略)				